

令和 8 年度随意契約一覧表【こども未来部】

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）			契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
子育て応援課	令和 8 年度 親の回復支援プログラム事業業務	令和 8 年 4 月 1 日	一般社団法人 富田林市 人権協議会	令和 8 年 4 月 1 日	～	令和 9 年 3 月 31 日	1,604,874	虐待している親（児童の心とからだにダメージを与えてしまっていると感じている親）に対し、グループミーティング形式のグループワークやカウンセリング等を通じて、親の「セルフケア」と「問題解決能力」を回復する為のプログラムを実施することで、親子関係の再統合、修復を図ります。	地方自治法施行 令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号	富田林市人権協議会は本市が委託する以前より、親の回復支援プログラムについて大阪府の助成を受けて実施した実績があり、虐待した親の回復支援という極めて特殊で専門的な知識を有する職員とプログラム実施のノウハウの両方を持っているため。
子育て応援課	令和 8 年度 富田林市地域子育て 相談機関運営業務	令和 8 年 4 月 1 日	光久福祉会、ネットワー クすこやか、ふらっとス ペース金剛、グランマの 魔法の手	令和 8 年 4 月 1 日	～	令和 9 年 3 月 31 日	7,704,000	地域子育て支援拠点施設にて、「地域子育て相談機関」を設置することにより、子育て世帯との接点を増やし、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やすことに繋げるとともに、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない世帯への支援等について、他の関係機関と連携の上、相談対応や情報発信、子育て世帯とつながる工夫等に努める。	地方自治法施行 令 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号	国の要綱で「保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点施設、児童館等」への設置が定められており、本市では利用者にとって敷居が低く、身近に相談できる場所として、保育士等の有資格者を多数揃え、子育てヘルパー派遣等の事業を実施し、つどいの広場を運営している「地域子育て支援拠点施設」を委託先とし、事前の意向確認調査により受託意向のあった 4 法人との随意契約を行う。
こども育成課	令和 8 年度 学童保育システム サーバ機器使用契約について	令和 8 年 4 月 1 日	日本電子計算 株式会社 大阪支店	令和 8 年 4 月 1 日	～	令和 9 年 3 月 31 日	2,032,800	学童保育の利用者名簿等に対応した「学童保育システム」の稼働に伴う、サーバ機器使用契約をするものです。	地方自治法施行 令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	学童保育の利用者名簿等に対応した学童保育システム導入におけるサーバ構築を日本電子計算株式会社大阪支店（Jip-Base）に行ってもらい、現在も使用委託しています。そのためクラウド方式による独自開発および保有するサーバに伴うサービス利用と機器使用についても、上記事業者との契約が適当であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（契約の性質又は目的が競争入札に適しない）の規定に基づき、特命随意契約を希望するものです。
こども政策課	富田林市育児ヘルパー派遣業務	令和 8 年 4 月 1 日	ふらっとスペース金剛、 ネットワークすこやか、 富田林市福祉公社	令和 8 年 4 月 1 日	～	令和 8 年 9 月 30 日	1,011,000	本業務は、産前産後において心身の不調等により家事・育児等が困難な家庭に家事等を援助するためのヘルパー派遣に関する業務を委託するもの。	地方自治法施行 令 167 条の 2 第 1 項第 2 号	本事業は、妊娠中又は出産後において親族等の支援がなく、心身の不調により家事や育児が困難な者に対して育児ヘルパーを派遣するもので、ヘルパー派遣により対象者への効果的な支援を提供できる事業者との業務委託契約を締結するものです。また、平成 2 8 年の事業開始以後事業者選定を行っていなかったため、令和 8 年 9 月末までに事業者の再選定を行い、契約予定です。
こども育成課	令和 8 年度 富田林市体調不良 児対応型病児保育事業業務（しろがね幼稚園）	令和 8 年 4 月 1 日	学校法人 Hope International Academy	令和 8 年 4 月 1 日	～	令和 9 年 3 月 31 日	4,496,000	保育所・認定こども園等において、園で児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、看護師等による安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応や通所する児童に対して保健的な対応を図るもの。	地方自治法施行 令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	体調不良時対応型病児保育事業は、保育中に体調を崩した児童に対し、在園施設にて看護師等が保護者の迎えまで緊急的かつ保健的な対応を行うものである。当該事業者は、人員や設備など実施に必要な基準を満たしており、在園施設から移動することなく、安心かつ安全な体制を確保するためには、当該事業者による履行が最も妥当であると判断し、特命随意契約により業務委託を行うものである。
子育て応援課	富田林市発達障がい児等療育支援事業に係る業務	令和 8 年 4 月 1 日	大阪府障害者福祉事業団	令和 8 年 4 月 1 日	～	令和 9 年 3 月 31 日	9,690,000	発達障がい等により社会生活に支障のある在宅の児童に対して、専門的な個別療育を実施することで、発達障がい児等の福祉の向上を図ります。	地方自治法施行 令 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号	本事業団は大阪府の設置する大阪府発達支援拠点の指定を受けて「こども発達支援センターSun」を運営しており、発達障がい児に対する専門的な個別療育を長年にわたって実施してきた実績を有することから、本事業団との随意契約を希望するものです。
こども育成課	令和 8 年度 富田林市幼稚園型 一時預かり事業業務（しろがね幼稚園）	令和 8 年 4 月 1 日	学校法人 Hope International Academy	令和 8 年 4 月 1 日	～	令和 9 年 3 月 31 日	1,521,000	認定こども園を利用している家庭における断続的・短時間就労や日常生活上の突発的な事情等により、一時的に児童の保育が困難となる場合に、在園している認定こども園 1 号（教育）において、当該児童を一時的に通常保育時間以上の保育を実施する業務の委託。	地方自治法施行 令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	幼稚園型一時預かり事業は、幼稚園・認定こども園を利用している家庭における断続的・短時間就労や日常生活上の突発的な事情等により、一時的に児童の保育が困難となる場合に、在園している幼稚園・認定こども園の 1 号（教育）において、一時的に当該児童を通常保育時間以上の保育するものです。学校法人 Hope International Academy は事業実施に必要な人員・設備等の基準を満たしており、在園施設から移動することなく保育を実施することができるため、当該事業の業務委託について、特命随意契約を希望します。
こども育成課	令和 8 年度 富田林市病児保育 対応型病児保育事業業務	令和 8 年 4 月 1 日	社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部大阪府済生会	令和 8 年 4 月 1 日	～	令和 9 年 3 月 31 日	11,645,500	市内に在住する児童が病気の回復期に至っていないが、病状の急変などの入院治療の必要がなく、保護者による保育を行うことが困難な状況にある場合に、その児童を適切な処遇が確保される施設において、一時的に保育する業務を委託する。	地方自治法施行 令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	病児対応型病児保育事業について、国基準の実施場所及び職員配置を満たすことができる施設は、現在、市内では、社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会が運営する「富田林病院なでしこ保育園」以外にありません。風邪や発熱など急な病気にかかった児童を保育するという本事業の性質上、利用者の利便性等を勘案すると市内の施設が最良であると考えます。また、平成 2 8 年 9 月より本事業を円滑に実施してきた実績を有することから、特命随意契約により業務を委託するものです。

令和８年度随意契約一覧表【こども未来部】

令和８年４月１日から令和８年６月３０日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）			契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
こども育成課	富田林市立認定こども園設置に伴う例規整備業務	令和8年5月12日	株式会社　ぎょうせい	契約日	～	令和9年3月31日	4,290,000	市立保育所6園を令和1０年４月からすべて認定こども園化する「富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針【認定こども園化計画】」の方針により、現在施行されている「富田林市立保育所条例」を廃止し、新たに「富田林市立認定こども園条例」を制定することが必要となるため、その例規整備業務を委託する。	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	令和1０年４月の市立認定こども園開園に向け、令和9年４月には、その情報を広く市民に周知する必要があることから、令和8年１２月議会での「富田林市立認定こども園条例」の制定が不可欠であり、早急に例規整備を行う必要があります。 本業務では、市立保育所及び幼稚園にかかる引用箇所が、本市の例規において、条例２０、規則・規程３４、要綱５６程度あり、特に、認定こども園化に伴う幼稚園教諭の人事・給与・処遇にかかる関係例規の改正作業において、高度かつ専門的なノウハウを要します。 株式会社ぎょうせいは、本市の例規執務支援システムの構築から保守・更新までを一貫して担うことで経費面でのメリットが期待できるだけでなく、長年にわたって蓄積した改正データを管理することにより本市の例規体系を熟知していることから、過去、本市において、定年延長にかかる例規整備をはじめ、大規模かつ複雑な例規整備を一手に担っています。今回、限られたスケジュールの中で確実な業務履行が求められますが、同社への業務委託により、正確かつ迅速な例規整備が担保されます。 以上の理由により、本業務について、株式会社ぎょうせいとの特命随意契約を希望するものです。
こども育成課	令和８年度　富田林市幼稚園型一時預かり事業業務（錦湊幼稚園）	令和8年4月1日	学校法人　極楽寺学園	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	1,173,060	認定こども園を利用している家庭における断続的・短時間就労や日常生活上の突発的な事情等により、一時的に児童の保育が困難となる場合に、在園している認定こども園１号（教育）において、当該児童を一時的に通常保育時間以上の保育を実施する業務の委託。	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	幼稚園型一時預かり事業は、幼稚園・認定こども園を利用している家庭における断続的・短時間就労や日常生活上の突発的な事情等により、一時的に児童の保育が困難となる場合に、在園している幼稚園・認定こども園の１号（教育）において、一時的に当該児童を通常保育時間以上の保育するものです。学校法人極楽寺学園は事業実施に必要な人員・設備等の基準を満たしており、在園施設から移動することなく保育を実施することができるため、当該事業の業務委託について、特命随意契約を希望します。
こども育成課	令和8年度　市立保育所プール点検整備業務	令和8年5月20日	日本メンテナンスエンジニアリング　株式会社	契約日の翌日	～	令和8年9月30日	1,061,500	市立保育所プール点検整備業務 プール台の組立・収納及び点検（一部運搬を含む）	地方自治法施行令第167条の２第１項第５号	この業務執行にあたり、当初登録業者金7社に見積書提出を依頼、6社が辞退、見積書提出のあった1社は設計金額を上回る金額のため、見積合わせが不調となりました。設計金額を精査したところ指名競争入札となりますが、前述通り登録業者7社中6社から辞退申出があることから、見積書を提出した1社と契約を締結したいと考えます。また保育所でのプール活動は6月下旬開始で、時期を遅らせることができないため、至急業者を選定する必要があります。以上のことから、地方自治法施行令167条の2第1項第5号により特命随意契約を希望するものです。
こども育成課	市学童クラブ機械警備業務（長期継続契約）	令和8年5月28日	セコム　株式会社	令和8年6月1日	～	令和12年6月30日	4,601,982	機械警備システム（緊急通報装置等による通報、断線監視等による機械警備及び警備員による対応を組み合わせた警備体制）により、本市が行う学童クラブ活動及びその施設において、侵入者等の第三者による違法・不当な行為を排除し、児童の安全確保と同事業の円滑な運営に寄与する。	地方自治法施行令第167条の２第１項第８号	市学童クラブ機械警備業務について、競争入札を行ったものの、応札がセコム株式会社一社のみでした。本来であれば、再度入札に付すべきところ、本業務については現在の契約が令和8年５月３１日で終了し、同年６月１日より新たに開始しなければならないものです。再度入札を行った場合、６月１日の業務開始に間に合わず、市学童クラブの安全な運営に支障を来すことから、唯一応札のあったセコム株式会社に特命随意契約により業務を委託するものです。 また、同業者においては、令和3年６月より本業務を実施してきた実績を有することから、各施設内の設備についても熟知しており、迅速に対応することが可能です。